

各保育・教育施設設置者 様
施設長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

保育所等における臨時休園の判断にかかる対応等について

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の対応については、これまで、保健所による行動調査結果を待って、休園の判断及び保護者へのお知らせを行ってまいりました。しかしながら、今なお新型コロナウイルスの感染拡大は衰えず、保護者の皆様や保育所等の職員の皆様からも数多くのご心配の声をいただいている状況にあることから、**園関係者の陽性反応が判明した時点で、行動調査結果を待たずに一旦休園し、保護者へのお知らせを行う対応に改めます。**

今回、臨時休園や園児・職員の登園や出勤の停止に係る判断基準及び、園における対応を中心とした流れを作成しましたのでお知らせします。今後は、添付の判断基準及び流れに沿ってご対応いただくようお願いいたします。

なお、**以下に該当する状況を園として把握した場合は、早急に区こども家庭支援課にご報告ください。**

【職員の場合】

①発熱等の症状が4日以上続くなど（令和2年4月10日付「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について」（保育・教育運営課長、保育・教育人材課長通知）のとおり）感染を疑う症状が見られ、**「感染症帰国者・接触者相談センター」に連絡をする段階。**

②**保健所から職員が濃厚接触者に特定された場合。**

※①に至る前の発熱等の症状がある場合にも、区こども家庭支援課にご相談ください。

【在園児の場合】

PCR検査が必要であると診断された段階。

職員に症状が出た場合や、園での対応についてなど、御不安なことや疑問がありましたら、随時、区こども家庭支援課にご相談ください。

○保護者の皆様にも感染者発生時の流れをご理解いただくためのお知らせを作成しました。判断基準やフロー図については、園に掲示いただくなど、保護者の皆様にもご覧いただけるようにご協力をお願いします。

○今回の事務の取扱い等についてご不明な点がありましたら、こども青少年局にお問い合わせください。

【添付資料】

- (1) 保育所等における臨時休園の判断基準について
- (2) 新型コロナウイルスの対応フロー図（職員の場合・在園児の場合・在園児の家族の場合）
- (3) 保護者の皆様への配付資料 「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」

<担当連絡先>

保育・教育運営課：671-3564

保育所等における臨時休園の判断基準について

1 関係者が新型コロナウイルスの陽性となった場合

(1) 保健所による行動調査※前

〔※行動調査：園関係者がPCR検査で陽性になった場合、園児、職員等のどの範囲が「濃厚接触者」となるか、保健所が園訪問するなどにより行う調査です。〕

① 職員が陽性の場合【全保護者に周知】

全ての園関係者に濃厚接触者となる可能性があることから、行動調査が終了するまで園全体を一時休園。

② 在園児が陽性の場合【全保護者に周知】

①と同じ対応。

③ 在園児の同居の家族が陽性の場合【保護者へのお知らせについて※1】

ア 在園児の同居の家族（送迎実施者）が陽性の場合
当該家庭の子どもは濃厚接触者となるため登園停止。
陽性となった在園児の家族と接触した保育士について、
行動調査が終了するまで出勤を停止。

イ 在園児の同居の家族（送迎の実施なし）が陽性の場合
当該家庭の子どもは濃厚接触者となるため登園停止。

※1 保護者へのお知らせについて
園の運営に影響が出る場合には、
①個人情報に配慮しながら、②該当者の同意を得るなどを行い、文言についても区と園が調整したうえで、
保護者全員にお知らせをしてください。

また、お知らせをした際は、こども青少年局にもお知らせを送っていただくようお願いします。

(2) 行動調査終了後

① 職員が陽性の場合【全保護者に周知】

行動調査に基づき、保健所が濃厚接触者を特定し、
該当者の登園・出勤を停止。園の消毒を園に指示。
保健所の助言を得て、区こども家庭支援課が全部休園、
一部休園等について決定し、各園で対応

② 在園児が陽性の場合【全保護者に周知】

①と同じ対応。

③ 在園児の同居の家族が陽性の場合【保護者へのお知らせについて※1】

行動調査に基づき、保健所が濃厚接触者を特定し、該当者の登園・出勤を停止。
園内消毒を実施するなど、園運営に影響が出る場合、陽性となった該当者が特定されない
形で、全保護者に周知。

2 関係者が濃厚接触者となった場合【保護者へのお知らせについて※2】

① 職員が濃厚接触者の場合

当該職員の出勤停止。

② 在園児が濃厚接触者の場合

当該子どもの登園停止。

③ 在園児の家族が濃厚接触者の場合

当該家族による送迎を停止。

※2 保護者へのお知らせについて

2及び3に該当する際に、保護者全員へお知らせしたいとお考えの場合は、①新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど、人権に十分配慮することや、②該当者の同意を得ることなどを行い、文言についても区と園が調整したうえで、保護者全員にお知らせをしてください。

また、お知らせをした際は、こども青少年局にもお知らせを送っていただくようお願いします。

3 関係者がPCR検査受診の期間中【保護者へのお知らせについて※2】

① 職員が受診中の場合

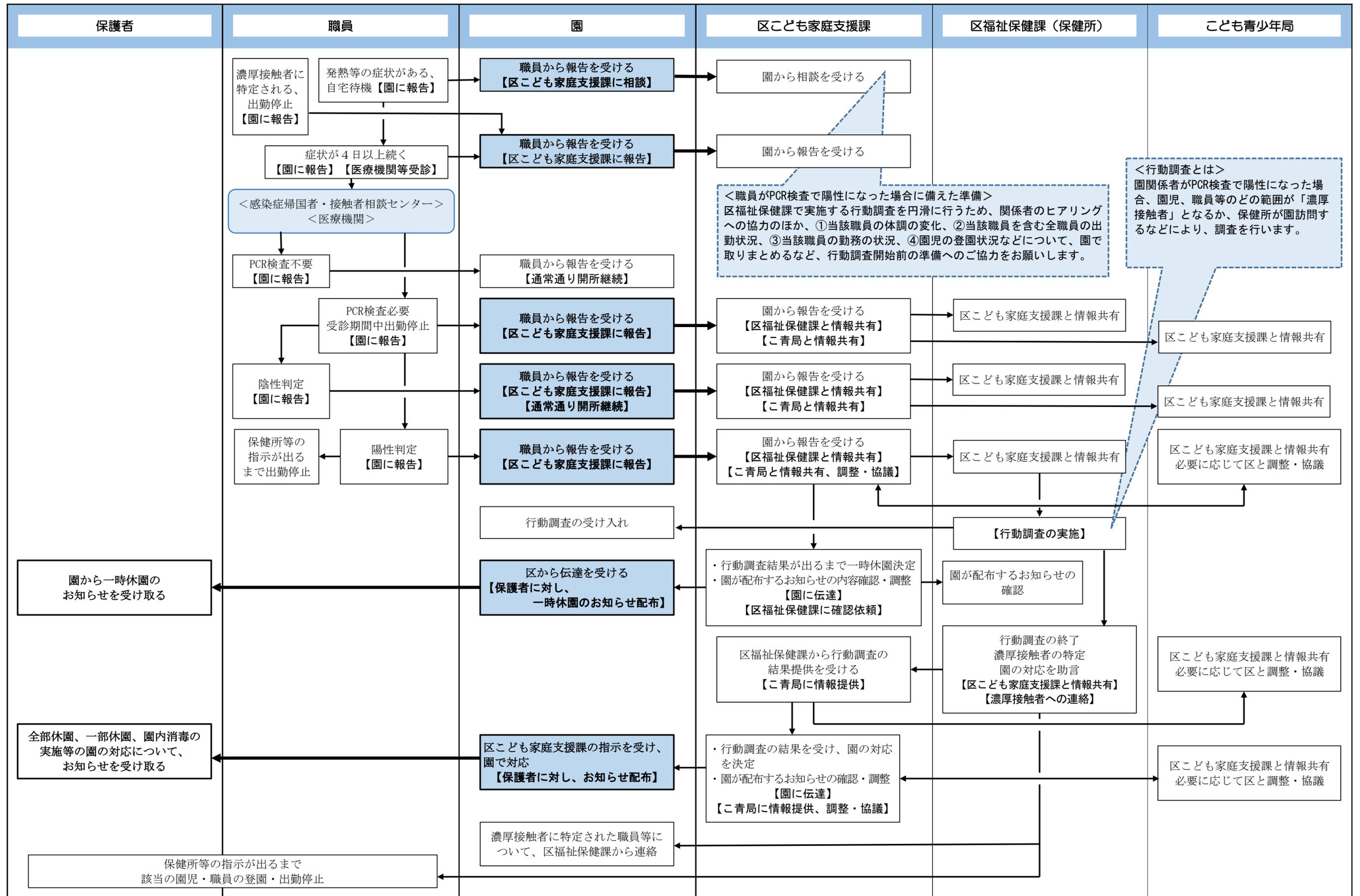
② 在園児が受診中の場合

③ 在園児の家族が受診中の場合

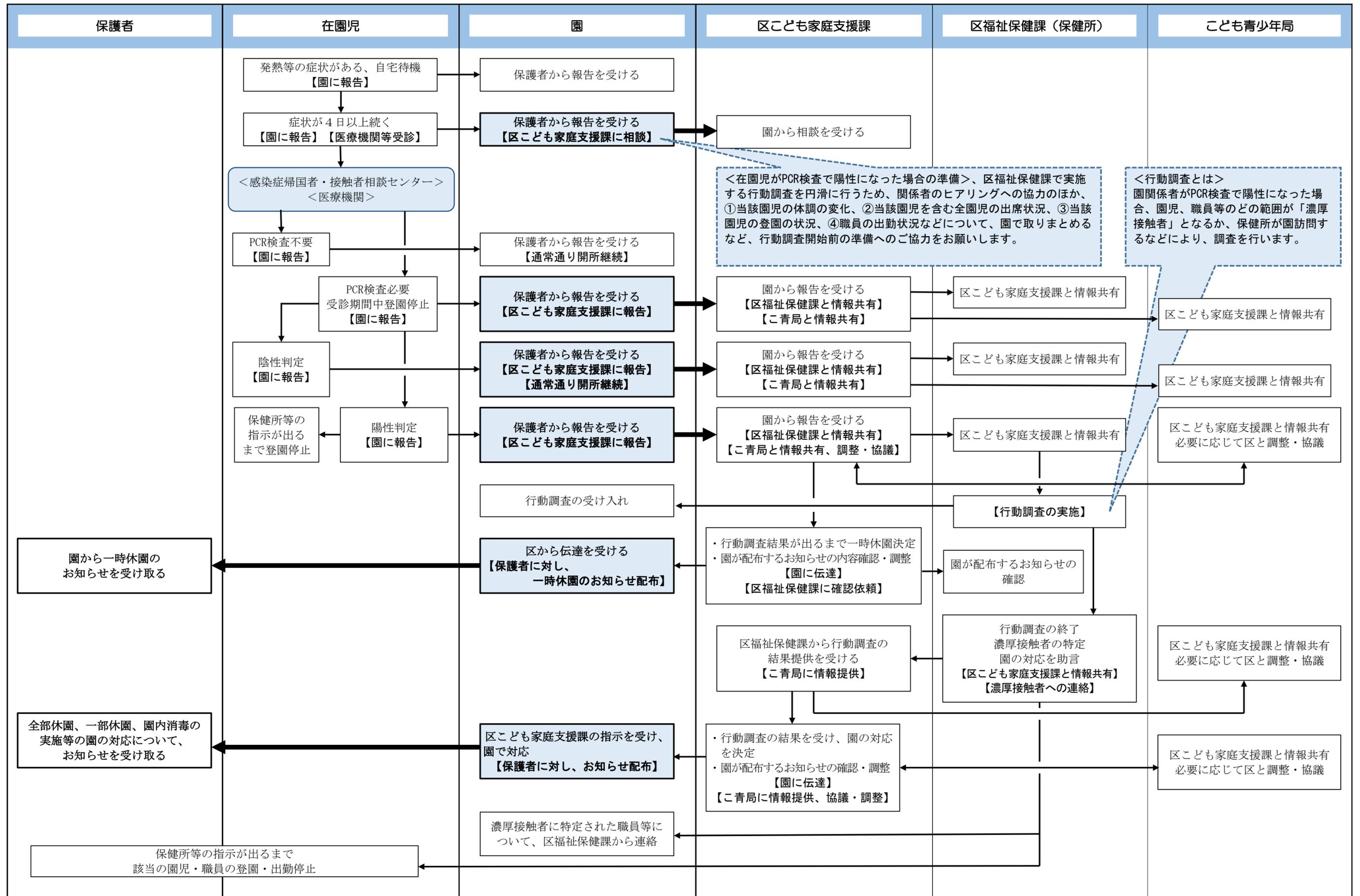
診断が確定するまでは通常通り保育所を開所。

PCR受診者は診断が確定するまで登園・出勤・送迎を停止。

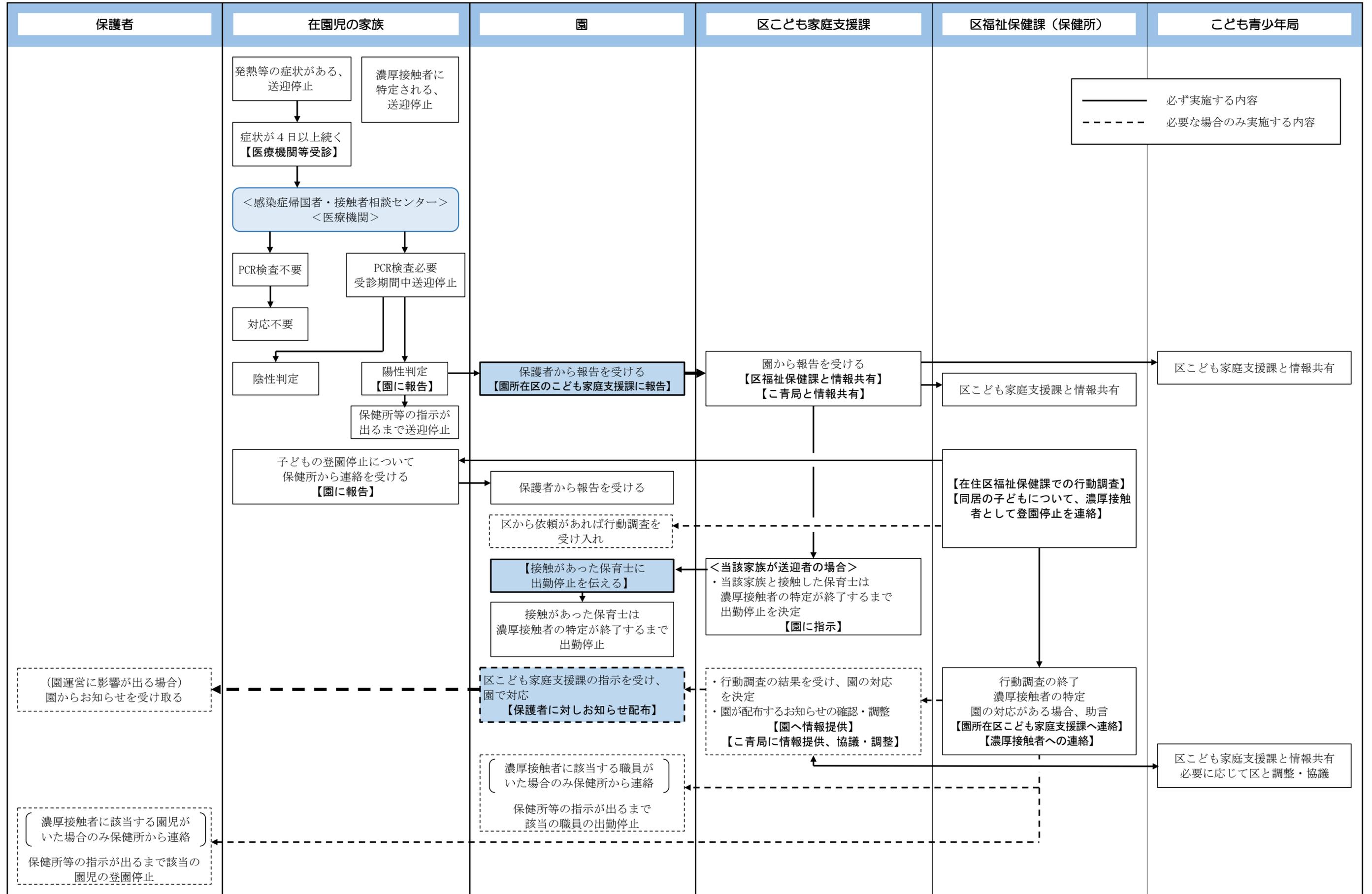
保育所等における新型コロナウイルスの対応フロー（①対象者：職員の場合）



保育所等における新型コロナウイルスの対応フロー（対象者：②在園児の場合）



保育所等における新型コロナウイルスの対応フロー（対象者：③在園児の家族の場合）



令和2年4月17日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

保育所等における新型コロナウイルスへの対応について

日頃から保育・教育施設の運営に御協力をいただき、ありがとうございます。

各ご家庭におかれましても、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、ご協力いただき、大変感謝申し上げます。

この度、市内の保育所で新型コロナウイルス感染症の陽性となる関係者が出た際の本市の対応について、保護者の皆様に疑問や御不安な思いを抱かせてしまうこととなり、申し訳ございませんでした。

新型コロナウイルス感染症の対応については、これまで、保健所による行動調査結果を待って、休園の判断及び保護者へのお知らせを行ってまいりました。しかしながら、今なお新型コロナウイルスの感染拡大は衰えず、保護者の皆様や保育所等の職員の皆様からも数多くのご心配の声をいただいている状況にあることから、**園関係者の陽性反応が判明した時点で、行動調査結果を待たずに一旦休園し、保護者へのお知らせを行う対応に改めます。**

今回の対応の変更を受けた基準や対応の流れなどにつきましては、各園や区にお知らせしました。対応の内容については、本市のホームページ及び各園での掲示などをしていただいておりますのでご覧いただき、保護者の皆様にもご協力をお願いいたします。

また、感染拡大防止のため、**以下に該当する場合は、園へのご連絡にご協力をいただきますようお願いいたします。**

【在園児】

- ① 発熱等の症状が見られた場合
- ② 症状が4日以上続く場合
- ③ PCR検査が必要か不要か判明した場合
- ④ PCR検査結果が判明した場合

※ **特に③④の場合は直ちに園にご連絡ください。**



【在園児の家族】

- ① PCR検査で陽性の判定が出た場合

現在も新型コロナウイルスの感染拡大が止まらない状況ですが、子どもたちの安全を第一優先に考え対応してまいります。

<担当連絡先>

【お子様やご自身の健康について】 各区福祉保健課

【保育所等の利用について】 各区こども家庭支援課

【今回の事務の取扱いについて】 保育・教育運営課：671-3564